

## 見積条件と現地の条件とが違う場合の対応手順

「建設工事標準下請契約約款（昭和52年：中央建設業審議会）」第18条「条件変更等」<sup>※注</sup>に規定されるその対応方法、対応手順及び本協議会において検討された意見等を集約し、次のとおり、『見積条件と現地の条件とが違う場合の対応手順』及び『対応に当たって用いられるべき書面の参考例』を取りまとめた。

この対応手順及び参考例に提示された主旨としては、

- ① 書面主義の徹底
- ② 契約当事者としての対等性の確保を前提とした協議の場の確保
- ③ 正確性、迅速性に基づく積算能力の向上
- ④ 原価管理能力の向上
- ⑤ 書類の整備の推進

以上の5項目として捉え、総合工事業者、専門工事業者双方は、条件変更時の対応の適正化のために、この主旨を十分認識のうえ、取りまとめた手順等に従って対応に当たるものとする。